

野田市開発行為等の規制に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 5 月 1 4 日

野田市長 鈴 木 有

野田市規則第 36 号

野田市開発行為等の規制に関する規則の一部を改正する規則

野田市開発行為等の規制に関する規則（平成 13 年野田市規則第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為」の次に「（当該開発行為に関する工事が宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 12 条第 1 項の許可を要するものを除く。）」を、「未満の開発行為」の次に「（当該開発行為に関する工事が宅地造成及び特定盛土等規制法第 12 条第 1 項の許可を要するものを除く。）」を加え、同条第 3 項各号列記以外の部分中「自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為」を「自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為等」に改め、同項第 3 号を次のように改める。

- (3) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の許可を受けていることを証する書類

附 則

この規則は、令和 7 年 5 月 26 日から施行する。